

日米・日豪・日英 ACSA に対する反対討論

平成 29 年 4 月 14 日

民進党・新緑風会 大野元裕

我が国自衛隊と米国、豪州及び英国軍との間での後方支援、物品または役務の提供に関する我が国政府とこれら諸国政府との間で締結された協定に対し、民進党を代表し反対の立場から討論を行います。

冒頭、申し上げます。ACSA 協定が新しいものとなろうが、国会承認が得られずに既存の協定に戻ろうが、その運用のほとんどは防衛大臣の下、自衛隊によって行われることになるかと理解しています。しかし、稲田防衛大臣は国会での答弁を二転三転、記憶違いに虚偽答弁と続けているため、南スーダンからの施設部隊撤収、米国によるシリア空爆や、北朝鮮の暴挙に引き続く朝鮮半島情勢の緊張等が見られる中、外交・安全保障上国会が果たすべき役割がこれまでになく大きいにもかかわらず、大臣の答弁一言一言が正しいのか、虚偽なのかと吟味しながらの審議となりました。そのみならず、ACSA を運用する自衛隊に対するシビリアン・コントロールを確固たるものとして発揮できずにいることに加え、日報隠蔽疑惑では、過ちがあれば大臣の名前で処分を行う立場にあるにもかかわらず、自らは虚偽の答弁をしても責任すらとらないでおり、自衛隊の大臣に対する信頼は地に落ちているといわざるを得ません。今回の日米・日豪・日英 ACSA の審議はこのようなかで行われ、慎重にも慎重を重ねて審議せざるを得ないこととなりました。安全保障上極めて重要な時期にあるからこそ、喫緊の課題の審議を充実させ、万が一の事態に国会が大臣の発言を信頼して議論できるような環境を整備するためにも、政府に対しては稲田大臣を直ちに更迭するよう求めます。

さて、ACSA 協定は特定の国の軍と自衛隊の間で物品及び役務の提供の枠組みを事前に一括して定めるもので、それは主として PKO や災害緊急派遣の際に活用されてきました。民主党政権時代にも日米 ACSA は活用され、また日豪 ACSA の締結に向けて具体的な準備を進め、その基本的な柱建てを議論してきました。この意味で民進党は、米国や豪州等、一定の国との間で ACSA 協定の締結を推進していくこと自体には賛成です。

しかしながら、今回の日米 ACSA には我が党が反対してきた安保法制における存立危機事態及び重要影響事態が明記されています。

これまで民進党は、正式な党の合意の中で、集団的自衛権の行使が違憲であると断言したことは一度もありません。その一方で、制約のない集団的自衛権の行使を憲法上認めることはできないとの考えの下、憲法の便宜的・恣意的解釈には一貫して反対してまいりました。一昨年安保法制は、主として自衛隊を遠くに派遣し、米軍の下請けにするものであり、我が国の安全を直接支えるものではありません。我が国の直接の安全保障に対し貢献しない安保法制において、遠くで他国軍の下請けにするための事態を新たに日米 ACSA に書き込んで、改正を行うこの協定案には賛成することなどできません。

そもそも与党は、威勢のいいスローガンを振り回すことは大好きなようですが、日本国民の生命や日本の安全に対し正面から向き合うことに関心があるとは思えません。

自公政権は、冷戦時代の基盤的防衛力構想から脱却する必要を認めながらも、そのための戦略を構築することができず、10年以上も我が国の戦略は冷戦時代のままに放置されてきました。これに対し民主党政権で初めて、冷戦時代の戦略を見直して動的防衛力構想を確立する22大綱を整備したのです。ところが政権交代を機会に自公政権は、あろうことかこの大綱を凍結し、1年以上も日本を戦略無き状態に漂流させました。そのあげくに作り上げられた現行の25大綱では、動的防衛力構想のほぼコピーにすぎない統合機動防衛力なる言葉が冠されました。安保戦略を漂流させたあげくに政治的な言葉遊び、これが自公政権の安全保障戦略の本質です。

集団的自衛権の行使についても、真に日本の存立を脅かすような具体的ケースを示すならばいざ知らず、政府が示した3つの事例が、根拠なきものであることをことごとく証明させていただきましたが、それ以降、新たな根拠や事例は示されず、政府の安保法制は立法事実なきものとして浮遊しています。政府は立法事実がなく、現実的な想定すら示せない存立危機事態を書き込んだACSA改定を行う無責任さを自覚すべきです。きちんとしたケースを示して法制化や協定を締結し、後顧の憂い無く自衛隊に活動させるのが政治家の責任です。政治家の責任は果たさずに、現場に責任を負わせる手法をまたしても繰り返すおつもりですか。さらには、具体的事例すら示せないのに、協定案に事態を書き込むとは、あまりに相手国に対して失礼だと言わざるを得ません。

もっぱら遠くに自衛隊を派遣することが政治家に求められる責任ではありません。日本の領土領海を守るためには、尖閣等の島嶼部を守ることが喫緊の必要となっているのに、自民党が公約で掲げたグレーゾーン対処のための領海警備法はどこに行ってしまったのでしょうか。日本の領土領海を守ることに関心があるのであれば、我々が政府の安保法制よりも早く提出した領域警備法を審議すべきです。あるいは、我々の領域警備法、お得意のコピーでかまいませんので、それを対案として提出されてはいかがでしょうか。喫緊の日本の領土領海に対処する法制を作った上で、必要な事態を書き込んだACSA協定を審議すべきです。

日豪並びに日英ACSAについても同様です。豪州や英国とは協力の余地が大きく、且つ国際の安全に資する目的を共有する国です。政権時代に民主党内で日豪ACSAを議論した柱建ては、今回のACSAにほぼそのまま維持されています。しかし、一点だけ異なる部分があります。それは、弾薬というわずか二文字です。

安保法制採決以前、政府は、弾薬の提供については特段のニーズがないとしてこれを当時の周辺事態法に含めず、またその法的判断も避けてきました。当時の国会答弁にあるとおり、政府の立場は、協定案にも含まれず、特段のニーズもないというものでした。今回の英国並びに豪州ACSAには、存立危機事態や重要影響事態は明記されていませんが、それぞれの国の国内法に従うとする部分において、これらの事態は論理的に含まれていると説明しています。論理的に可能であることを日豪、日英共に確認しているが、具体的なケースを想定してニーズが表明されたわけではないという答弁もありました。法案に含まれるので論理的に可能であるという議論は理解できるものの、特定のケースを想定してニーズが表明されていない状況は維持されており、協定案に書き込めばニーズとなるとはとうてい言えるはずありません。政府の立場が一変したまっとうな説明すらなされていないのです。なお、民進党が提出している周辺事態法には、これまでの政府の立場との一貫性を踏まえ、武器・弾薬の提供を書き込んでおりません。

日豪並びに日英 ACSA の重要性は理解するものの、政府が責任ある立場を果たすためには、弾薬提供の部分についてこれまでの立場となぜ異なるかを国民に示す必要がありますが、政府はその責務を放棄していると言わざるを得ません。

民進党は、これからも近くは現実的に、遠くは抑制的に、国際協力は積極的に、という一貫した立場を維持し、厳しさを増す国際環境の中でも政治の役割を果たしていくことを最後に申し上げ、反対討論いたします。